

上野原市通学路交通安全等プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成27年2月

上野原市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「上野原市通学路交通安全等プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次のメンバーにより「通学路安全推進会議」を設置しました。

- 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所交通対策課長
- 山梨県富士・東部建設事務所長
- 上野原警察署交通課長
- 上野原警察署刑事生活安全課長
- 上野原市校長会代表者
- 上野原市教頭会代表者
- 上野原市PTA代表者
- 上野原市専門交通指導員
- 上野原市建設経済部建設課長
- 上野原市市民部生活環境課長

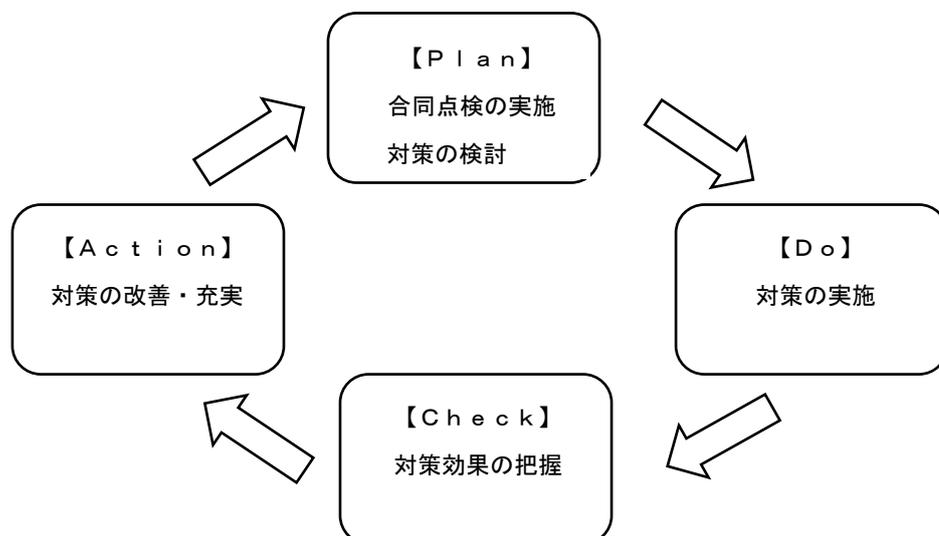
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

また、不審者に対する生活安全面の対策を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

○市内の小中学校の通学路を年1回、合同点検を実施します。

○実施時期は、夏休み前を目途に行います。

○効率的・効果的に合同点検を行うため、重点箇所を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

○教育委員会、各小中学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 生活安全対策

① 市民ボランティア等による見守り活動

○登下校時における見守り活動などにおいて、市民ボランティア等との協力体制の推進を図ります。

② 生活安全情報の周知及び注意喚起

○声掛け事案などが発生した際に、学校や保護者、地域に対して生活安全情報の周知や注意喚起を図ります。

(4) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、道路(歩道)整備や注意喚起(看板設置・路面標示等)のようなハード対策や、交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、各小中学校を通じて、対策効果の把握を実施します。

(7) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も合同点検や対策効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

各小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等により公表します。